

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所所属のB丸における船員保険被保険者資格喪失日は、昭和20年8月26日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月26日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から同年8月26日まで

私は、申立期間について、A事業所（現在は、C社。）と雇用関係が継続しており、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶しており、供述も一貫していることから、少なくとも昭和20年4月末日まではA事業所所属のB丸に乗船していたことが推認される。

また、申立人は、「昭和20年4月ごろ、船内での火災により負傷したため下船し、入院療養中、同年8月26日に入社するようと、会社から自宅に葉書が届いていたことを明確に記憶している。」と述べており、A事業所の船員記録を保有するD社の担当者は、当時の関係資料は残っていないものの、船内で入院するほどの傷病を被った場合、会社は労災扱いとし、雇用関係が継続する旨の供述をしている上、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が昭和20年4月1日から開始されていることから、同年8月25日までA事業所で雇用関係が継続していたと考えられる。

一方、A事業所所属のB丸の船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和20年1月31日に資格を取得していることが確認できるが、資格

喪失日が記載されていないにもかかわらず、オンライン記録では、申立人の被保険者資格喪失日が同年4月1日とされていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿に記載されている29人中、申立人を含む21人に資格喪失日の記載が無く、この21人のうちオンライン記録に資格喪失日が記録されている被保険者が申立人を含め3人存在するが、当該被保険者名簿のほかに資格喪失日が確認できる更新後の名簿は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）におけるB丸の船員保険被保険者記録の管理に不備があったと考えられ、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は昭和20年8月26日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿の記録から100円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月1日から19年10月1日まで

申立人は、昭和17年11月、A社(現在は、B社。)C工場に入社した後、陸軍現役兵として入隊し、21年6月に帰還したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も雇用関係があったので被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人生前の自筆による履歴書の記載内容と当時の社会情勢が一致することから、申立人が申立期間においてA社に在籍していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の申立人に係る関係資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪及び同保険料の控除については確認できない。また、同社の健康保険組合は昭和17年2月に発足しているが、同組合は、申立期間当時の関係資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る健康保険の加入記録についても確認できない。

また、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、他の多数の同僚と同様に、厚生年金保険被保険者が一般職員及び女子に拡大された厚生年金保険法施行日の昭和19年6月1日(保険料控除は、同年10月1日から。)となっているが、これは、申立期間において、労働者年金保険法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされており、申立人の学歴及び業務内容等より、申立人は、筋肉労働者ではなかったと認められることから、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと判断される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月1日から同年12月1日まで

私は、A社を退職するに当たり、社会保険事務所（当時）で申立期間の厚生年金保険料を前納したので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、個人で任意に厚生年金保険の被保険者となることができる厚生年金保険第4種被保険者は、厚生年金保険被保険者期間が10年以上ある者が厚生年金保険被保険者でなくなった時、老齢給付を受けるために必要な被保険者期間を満たしていない場合に、厚生年金保険被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所に申し出ることにより被保険者となることができることとされている。

しかし、申立人の厚生年金保険の加入月数は、A社での厚生年金保険を資格喪失した時点で、32年10か月となり、申立人は既に年金受給資格期間を満たしていた上、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失する前に、申立人の住所地を管轄していない社会保険事務所で厚生年金保険第4種被保険者の加入手続を行い、厚生年金保険料を前納したとする申立人の供述には不自然な点が見受けられる。

また、厚生年金保険第4種被保険者索引簿及び厚生年金保険第4種被保険者原票を確認したところ、申立人が加入手続したとする昭和57年4月及びその前後の期間に、申立人の氏名の記載が無く、第4種被保険者整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。